

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</p> <p>(2) 就業規則22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> <p>(3) 京都大学（以下「本学」という。）からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を定年退職した者</p> <p>(中 略)</p> <p><u>(人事異動通知書の交付)</u></p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付するものとする。</p> <p>(1) <u>再雇用を行う場合</u></p> <p>(2) <u>再雇用の任期を更新する場合</u></p> <p>(3) <u>再雇用の任期の満了により退職する場合</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>(4) 国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）第5条第1項の規定により定年退職した者</u></p> <p>第8条 <u>(削除)</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年12月20日から施行する。</p>